

(別紙)
平成 13 年 7 月 5 日付課法 3－57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

改	正	後	改	正	前																																	
(324 光ディスク等による提出の承認申請書)			(324 光ディスク等による提出の承認申請書)																																			
			(新 設)																																			
光ディスク等による提出の承認申請書 税務署受付印 ※整理番号 平成 年 月 日 税務署長殿 (フリガナ) 営業所名称 営業所所在地 (フリガナ) 営業所長氏名 (フリガナ) 作成担当者 〒 電話 - - 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供については、租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項第 2 号に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。 提出開始年月 平成 年 月 光ディスク等の種類 FD ・ MO ・ CD ・ DVD (裏面も記載願います。) 参考事項 (注) 提出された光ディスク等は返却できません。																																						
<table><tr><td rowspan="4">※税務署処理欄</td><td>起案</td><td>・</td><td>・</td><td rowspan="2">署長</td><td rowspan="2">副署長</td><td rowspan="2">統括官</td><td rowspan="2">担当者</td><td rowspan="2">整理簿</td><td rowspan="4">処理</td><td>処理内容</td><td>承認・みなし・却下</td></tr><tr><td>決裁</td><td>・</td><td>・</td><td>通知年月日</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td colspan="2">通信日付印</td><td>・</td><td>・</td><td>確認印</td><td></td><td>通知書</td><td rowspan="2">(却下理由)</td></tr><tr><td colspan="6">(摘要)</td><td></td></tr></table>			※税務署処理欄	起案	・	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理	処理内容	承認・みなし・却下	決裁	・	・	通知年月日	・	・	通信日付印		・	・	確認印		通知書	(却下理由)	(摘要)							(規格 A 4)		
※税務署処理欄	起案	・		・	署長	副署長							統括官	担当者	整理簿	処理	処理内容	承認・みなし・却下																				
	決裁	・		・			通知年月日	・	・																													
	通信日付印			・	・	確認印		通知書	(却下理由)																													
	(摘要)																																					
26. 03 改正																																						

※税務署処理欄	起案	・	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理	処理内容	承認・みなし・却下	
	決裁	・	・							通知年月日	・	・
	通信日付印	・		・	確認印		通知書	(却下理由)				
	(摘要)								続			

26. 03 改正

改		正		後		改		正		前	
(324 光ディスク等による提出の承認申請書)						(324 光ディスク等による提出の承認申請書)					
(裏面)						(新 設)					
次の事項について、所要事項を記入又は該当項目を○で囲んで記入してください。 なお、該当項目がない場合及びその他の場合には、その内容を具体的に記載してください。											
種 類 項 目		F D	M O	C D	D V D						
光 デ ィ ス ク 等 の 規 格 等	サ イ ズ	3.5 インチ	3.5 インチ	12 c m	12 c m						
	規 格	2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	C D－R	D V D－R						
	記 憶 容 量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB 又は 700MB	片面 4.7GB						
	フ ォ ー マ ッ ト	MS-DOS (FAT 形式)		ISO9660 (Level2)/Joliet※							
	記 録 形 式	CSV (カンマ区切形式)									
	記 録 コ ー ド	シフト JIS									
	漢 字 水 準	JIS 第 1 水準及び第 2 水準									
※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。											
光ディスク等による提出の承認申請書の記載要領等											
(1) この申請書は、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等につき、光ディスク等による提出の承認を受けようとする場合に提出するものです。											
(2) この申請書を提出した日から 2 月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知、又は承認をしないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。											
(3) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。											
(4) 「※」欄は、記載しないでください。											

改 正 後			改 正 前																																																																																								
(326 光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表) 光ディスク等に記録した非課税適用確認書の 交付申請書に記載された事項等の提供件数表 税務署受付印 承認番号 平成 年 月 日 税務署長殿 (フリガナ) 営業所名称 営業所所在地 (フリガナ) 営業所長氏名 (フリガナ) 作成担当者 租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項第 2 号及び第 13 項、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項並びに同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項の規定に基づき、次に掲げる事項について光ディスク等を提出する方法により提供します。 <table><thead><tr><th>光ディスク等の 番 号</th><th>光ディスク等により提供 す る 事 項</th><th>光ディスク 等の 種 類</th><th>ファイル 件 数</th><th>提 供 件 数</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">光 デ ィ ス ク 等 の 総 枚 数</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td colspan="3">うち光ディスク等の正本の合計枚数</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3">うち光ディスク等の副本の合計枚数</td><td colspan="2"></td></tr></tbody></table> ※税務署 処理欄 回 付 年 月 日 入 力 年 月 日 確 認 印			光ディスク等の 番 号	光ディスク等により提供 す る 事 項	光ディスク 等の 種 類	ファイル 件 数	提 供 件 数	備 考	1						2						3						4						5						6						7						8						9						10						合 計						光 デ ィ ス ク 等 の 総 枚 数						うち光ディスク等の正本の合計枚数					うち光ディスク等の副本の合計枚数					(326 光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表) (新 設)
光ディスク等の 番 号	光ディスク等により提供 す る 事 項	光ディスク 等の 種 類	ファイル 件 数	提 供 件 数	備 考																																																																																						
1																																																																																											
2																																																																																											
3																																																																																											
4																																																																																											
5																																																																																											
6																																																																																											
7																																																																																											
8																																																																																											
9																																																																																											
10																																																																																											
合 計																																																																																											
光 デ ィ ス ク 等 の 総 枚 数																																																																																											
うち光ディスク等の正本の合計枚数																																																																																											
うち光ディスク等の副本の合計枚数																																																																																											

25. 06

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前												
(326 光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表) 光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書 に記載された事項等の提供件数表の記載要領等 1 金融商品取引業者等の営業所の長が、租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項第 2 号及び第 13 項、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項並びに同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項の規定に基づき、それぞれに掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に光ディスク等を提出する方法により提供する場合には、当該光ディスク等にこの提供件数表を添付して当該所轄税務署長に提出してください。 2 この提供件数表は 2 部提出してください。 3 この提供件数表は、次により記載してください。 (1) 「営業所名称」欄には金融商品取引業者等の営業所の名称を、「営業所所在地」欄には金融商品取引業者等の営業所の所在地を、「営業所長氏名」欄には金融商品取引業者等の営業所の長の氏名を、「作成担当者」欄には金融商品取引業者等の営業所の作成担当者の所属及び氏名を記載してください。 (2) 「光ディスク等の番号」欄には、提出する光ディスク等の番号を記載してください。 なお、光ディスク等の番号は、光ディスク等の提出年月日の年（西暦下 2 桁）、月（2 桁）、日（2 桁）及び一連番号 2 桁により付番します。 (例) 平成 25 年（2013 年）10 月 1 日に提出する 3 枚目の光ディスク等の番号 → 「13100103」 (3) 「光ディスク等により提供する事項」欄には次に掲げる表の「略称」欄の略称を記載してください。 なお、1 枚の光ディスク等に複数種類の事項を記録する場合には、全ての事項の略称を記載してください。 (例) 1 枚の光ディスク等に「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を記録した場合 → 「交、確」 <table><tr><th>光ディスク等により提供する事項</th><th>略称</th></tr><tr><td>① 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td><td>交</td></tr><tr><td>② 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td><td>確</td></tr><tr><td>③ 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td><td>異</td></tr><tr><td>④ 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td><td>移</td></tr><tr><td>⑤ 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項</td><td>事</td></tr></table> (4) 「光ディスク等の種類」欄には、提出する光ディスク等の種類（FD、MO、CD 又は DVD）を記載してください。 (5) 「ファイル件数」欄には、提出する光ディスク等に格納されたファイルの件数を記載してください。 (6) 「提供件数」欄には、提出する光ディスク等に格納したファイルに記録されている(3)に掲げる事項の件数の合計を記載してください。 (7) 光ディスク等に格納したファイルの暗号化処理を行った場合には、「備考」欄に「暗号化処理済」と記載してください。 (8) 「光ディスク等の総枚数」欄には、提出する光ディスク等の総枚数を記載してください。 なお、提出する提供件数表が 2 枚以上にわたる場合には、1 枚目の提供件数表の「光ディスク等の総枚数」欄にのみ、提出する光ディスク等の総枚数を記載してください。 (9) 「うち光ディスク等の正本の合計枚数」欄には、「光ディスク等の総枚数」欄に記載した枚数のうち、正本の枚数を、「うち光ディスク等の副本の合計枚数」欄には、「光ディスク等の総枚数」欄に記載した枚数のうち、副本の枚数を、それぞれ記載してください。 なお、提供する提供件数表が 2 枚以上にわたる場合には、1 枚目の提供件数表の「うち光ディスク等の正本の合計枚数」欄」及び「うち光ディスク等の副本の合計枚数」欄にのみ、提出する光ディスク等の正本の枚数及び副本の枚数を、それぞれ記載してください。 おって、光ディスク等の提出の際には、正本・副本の両方を提出するので、正本の枚数と副本の枚数は同じ枚数になります。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。	光ディスク等により提供する事項	略称	① 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	交	② 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	確	③ 非課税口座異動届出書に記載された事項等	異	④ 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	移	⑤ 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項	事	(326 光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表) (新 設)
光ディスク等により提供する事項	略称												
① 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	交												
② 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	確												
③ 非課税口座異動届出書に記載された事項等	異												
④ 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	移												
⑤ 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項	事												

改 正 後	改 正 前								
(327 光ディスク等による提出の承認通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 第 月 号 日 財務事務官 税務署長 印 光ディスク等による提出の承認通知書 平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、承認しましたから通知します。 なお、この承認を受けて提出された光ディスク等の規格等が申請の内容と異なる場合には、指示に従って光ディスク等の再提出又は国税電子申告・納税システムによる送信をしてください。 <table><tr><td>承認番号</td><td></td></tr></table> 25. 06 (規格 A 4)	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿	承認番号		(327 光ディスク等による提出の承認通知書) (新 設)
営業所所在地									
営業所名称									
営業所長氏名	殿								
承認番号									

改 正 後	改 正 前								
(327 光ディスク等による提出の承認通知書) 光ディスク等による提出の承認通知書 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書 1 使用目的 「光ディスク等による提出の承認通知書」及び「光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書」は、光ディスク等による提出の承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄</td><td>光ディスク等による提出の承認申請書の提出年月日を記入する。</td></tr><tr><td>(却下通知書の)「(処分の理由)」欄</td><td>承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	項 目	内 容	本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	光ディスク等による提出の承認申請書の提出年月日を記入する。	(却下通知書の)「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。	(327 光ディスク等による提出の承認通知書) (新 設)
項 目	内 容								
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	光ディスク等による提出の承認申請書の提出年月日を記入する。								
(却下通知書の)「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。								
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。								

(328 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書)

(328 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書)

(新 設)

営 業 所 所 在 地	
営 業 所 名 称	
営 業 所 長 氏 名	殿

第 号
平成 年 月 日

財務事務官

税務署長 印

光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書

平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。

(処分の理由)

改 正 後	改 正 前
(328 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	(328 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書) (新 設)

改 正 後	改 正 前								
(328 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書) 光ディスク等による提出の承認通知書 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書 1 使用目的 「光ディスク等による提出の承認通知書」及び「光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書」は、光ディスク等による提出の承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本文の「平成 年 月 日付でされた」の 空白欄</td><td>光ディスク等による提出の承認申請書の提出年月日を記入する。</td></tr><tr><td>(却下通知書の) 「(処分の理由)」欄</td><td>承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる 金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定 する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	項 目	内 容	本文の「平成 年 月 日付でされた」の 空白欄	光ディスク等による提出の承認申請書の提出年月日を記入する。	(却下通知書の) 「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる 金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。	(328 光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書) (新 設)
項 目	内 容								
本文の「平成 年 月 日付でされた」の 空白欄	光ディスク等による提出の承認申請書の提出年月日を記入する。								
(却下通知書の) 「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。								
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる 金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。								

改 正 後														改 正 前																																																												
(329 本店等一括提供に係る承認申請書)																												(329 本店等一括提供に係る承認申請書)																																														
(新 設)																																																																										
本店等一括提供に係る承認申請書																																																																										
税務署受付印 ※整理番号																																																																										
平成 年 月 日														(フリガナ)																																																												
														営 業 所 名 称																																																												
														営 業 所 所 在 地				〒																																																								
														営 業 所 所 長 氏 名				電 話										— —																																														
																		(フリガナ)																																																								
税務署長殿														(フリガナ)																																																												
														作 成 担 当 者																																																												
非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供について、 〔 租税特別措置法第37条の14第23項 平成26年改正租税特別措置法附則第61条第4項 〕に規定する承認を受けたいので、この旨申請します。																																																																										
提 供 先 税 務 署 長														税務署長																																																												
提 供 先 税 務 署 長 に 提 供 し よ う と す る 理 由														☐ 下記の本店等の所在地の所轄税務署長に提供するため ☐ その他 ()																																																												
提 供 方 法														e-Tax ・ 光ディスク等																																																												
本 店 等 の 所 在 地																																																																										
本 店 等 の 名 称																																																																										
参 考 事 項																																																																										
<table><tr><td rowspan="4">※ 税 務 署 処 理 欄</td><td>起 案</td><td>・</td><td>・</td><td>署 長</td><td>副 署 長</td><td>統 括 官</td><td>担 当 者</td><td>整 理 簿</td><td rowspan="3">処 理 事 績</td><td>処 理 内 容</td><td colspan="2">承 認 ・ み な し ・ 却 下</td></tr><tr><td>決 裁</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>通 知 年 月 日</td><td colspan="2">・</td></tr><tr><td>通 信 日 付 印</td><td colspan="2"></td><td>・</td><td>・</td><td>確 認 印</td><td></td><td>通 知 書</td><td colspan="3">(却下理由)</td></tr><tr><td colspan="8">(摘要)</td><td></td><td colspan="3"></td></tr></table>																												※ 税 務 署 処 理 欄	起 案	・	・	署 長	副 署 長	統 括 官	担 当 者	整 理 簿	処 理 事 績	処 理 内 容	承 認 ・ み な し ・ 却 下		決 裁	・	・						通 知 年 月 日	・		通 信 日 付 印			・	・	確 認 印		通 知 書	(却下理由)			(摘要)											
※ 税 務 署 処 理 欄	起 案	・	・	署 長	副 署 長	統 括 官	担 当 者	整 理 簿	処 理 事 績	処 理 内 容	承 認 ・ み な し ・ 却 下																																																															
	決 裁	・	・							通 知 年 月 日	・																																																															
	通 信 日 付 印			・	・	確 認 印		通 知 書		(却下理由)																																																																
	(摘要)																																																																									
26. 03																																																																										

改 正 後	改 正 前
(329 本店等一括提供に係る承認申請書) (裏面) 本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等 1 本店等一括提供の制度について (1) この申請書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項の規定により、又は、平成 26 年改正租税特別措置法附則第 61 条第 4 項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供（以下「申請事項等の提供」といいます。）について、光ディスク等又は国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。 (注) 1 この申請書を提出した日から 2 月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。 2 平成 26 年改正租税特別措置法附則第 61 条第 4 項の規定により、承認を受けようとする場合は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に、支店等の所在地の所轄税務署に申請書を提出してください。 (2) この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。 2 各欄の記載方法 (1) 「営業所名称」、「営業所所在地」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の名称及び営業所の所在地並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。 (2) 「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。 (3) 「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。 (4) 「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。 (5) 「提供方法」欄には、いずれかの方法を選択して○で囲んでください。 (6) 「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る申請事項等の提供を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。 (7) 「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。	(329 本店等一括提供に係る承認申請書) (新 設)

(330 本店等一括提供の取りやめ届出書)

(330 本店等一括提供の取りやめ届出書)

(新 設)

本店等一括提供の取りやめ届出書

税務署受付印

※整理番号

平成 年 月 日	(フリガナ)	
	営 業 所 名 称	
	営 業 所 所 在 地	〒 電 話 - -
	(フリガナ)	
	営 業 所 長 氏 名	☎
	(フリガナ)	
税務署長殿	作 成 担 当 者 氏 名	

平成 年 月 日から租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項に定める本店等一括提供を取りやめることとしたので届け出ます。

本 店 等 一 括 提 供 を 取 り や め よ う と す る 理 由	
参 考 事 項	

※税務署処理欄	整理簿	備 考

(規格 A 4)

- (注意事項)
- (1) この届出書は、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等につき、本店等一括提供を取りやめる場合に提出するものです。
 - (2) 「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。
 - (3) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
 - (4) 「※」欄は、記載しないでください。

(331 本店等一括提供営業所一覧表 (e-Tax))

(331 本店等一括提供営業所一覧表 (e-Tax))

(新 設)

本店等一括提供営業所一覧表 (e-Tax)

※税務署
処理欄

回 付

年 月 日

確認印

備 考

※整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

(フリガナ)
本 店 等 の 名 称

本 店 等 の 所 在 地

(フリガナ)
本 店 等 の 責 任 者 氏 名

(フリガナ)
作 成 担 当 者

〒 -

電 話 - -

Ⓜ

.....

次に掲げる営業所に係る非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供につき、平成26年3月31日までに国税電子申告・納税システム (e-Tax) により本店等一括提供していることを届け出ます。

	営業所の名称	営業所の所在地	所轄税務署の名称
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

改 正 後	改 正 前
(331 本店等一括提供営業所一覧表 (e-Tax)) 本店等一括提供営業所一覧表 (e-Tax) の記載要領等 1 使用目的 この一覧表は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、金融商品取引業者等の営業所の長が営業所の所在地の所轄税務署に提供する非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を、本店等の長が取りまとめて、国税電子申告・納税システム (e-Tax) により、本店等の所在地の所轄税務署長に一括して提供している場合に提出するものです。 2 提出先 この一覧表は、本店等一括提供を行う金融商品取引業者等の営業所 (本店等) の所在地の所轄税務署長に提出してください。 3 記載要領 (1) 「本店等の名称」、「本店等の所在地」及び「所轄税務署の名称」欄は、平成 26 年 3 月 31 日までに本店等一括提供の対象としたことがある全ての営業所について記載してください。 (2) 上記(1)の各欄については、「営業所の名称」、「営業所の所在地」及び「所轄税務署の名称」欄に記載した書面を添付することにより、記載を省略しても差し支えありません。 (3) 「※」欄は、記載しないでください。	(331 本店等一括提供営業所一覧表 (e-Tax)) (新 設)

改 正 後	改 正 前						
(332 本店等一括提供に係る承認通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 第 月 号 日 財務事務官 税務署長 本店等一括提供に係る承認通知書 平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、承認しましたから通知します。 26. 03 (規格 A 4)	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿	(332 本店等一括提供に係る承認通知書) (新 設)
営業所所在地							
営業所名称							
営業所長氏名	殿						

改 正 後	改 正 前								
(332 本店等一括提供に係る承認通知書) 本店等一括提供に係る承認通知書 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書 1 使用目的 「本店等一括提供に係る承認通知書」及び「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本文の「平成 年 月 日付でされた」の 空白欄</td><td>本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。</td></tr><tr><td>（却下通知書の） 「（処分の理由）」欄</td><td>承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	項 目	内 容	本文の「平成 年 月 日付でされた」の 空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。	（却下通知書の） 「（処分の理由）」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。	(332 本店等一括提供に係る承認通知書) (新 設)
項 目	内 容								
本文の「平成 年 月 日付でされた」の 空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。								
（却下通知書の） 「（処分の理由）」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。								
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。								

改 正 後	改 正 前						
(333 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書) <table><tr><td>営業所所在地</td><td></td></tr><tr><td>営業所名称</td><td></td></tr><tr><td>営業所長氏名</td><td>殿</td></tr></table> 平成 年 第 月 号 日 財務事務官 税務署長 印 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書 平成 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。 (処分の理由) 26. 03 (規格 A 4)	営業所所在地		営業所名称		営業所長氏名	殿	(333 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書) (新 設)
営業所所在地							
営業所名称							
営業所長氏名	殿						

改 正 後	改 正 前
(333 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書) 不服申立て等について 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしなくて、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	(333 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書) (新 設)

改 正 後	改 正 前								
(333 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書) 本店等一括提供に係る承認通知書 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書 1 使用目的 「本店等一括提供に係る承認通知書」及び「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本文の「平成 年 月 日付でされた」の 空白欄</td><td>本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。</td></tr><tr><td>（却下通知書の） 「（処分の理由）」欄</td><td>承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	項 目	内 容	本文の「平成 年 月 日付でされた」の 空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。	（却下通知書の） 「（処分の理由）」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。	教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。	(333 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書) (新 設)
項 目	内 容								
本文の「平成 年 月 日付でされた」の 空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。								
（却下通知書の） 「（処分の理由）」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。								
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。								